

第4回 今井区有文書を読む—村のもめごと—

巻島 隆

はじめに

今回は、伊勢崎市図書館所蔵の和宮降嫁関係史料を読みます。

第1回 くずし字に触れる

第2回 読むための基礎知識

第3回 「和宮下向ニ付、助郷取極」(伊勢崎市図書館蔵)を読む

第4回 今井区有文書(赤堀歴史民俗資料館蔵)を読む

第5回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅠ

第6回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅡ

第7回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅢ

第8回 「文久記聞 九」(赤堀恒雄家文書)を読むⅣ

1 用語

組合＝五人組。町や村に置かれた5戸を1単位とした近隣組織。連帯責任、相互監視の意味合い。その代表を五人組頭また判頭と呼ぶ。

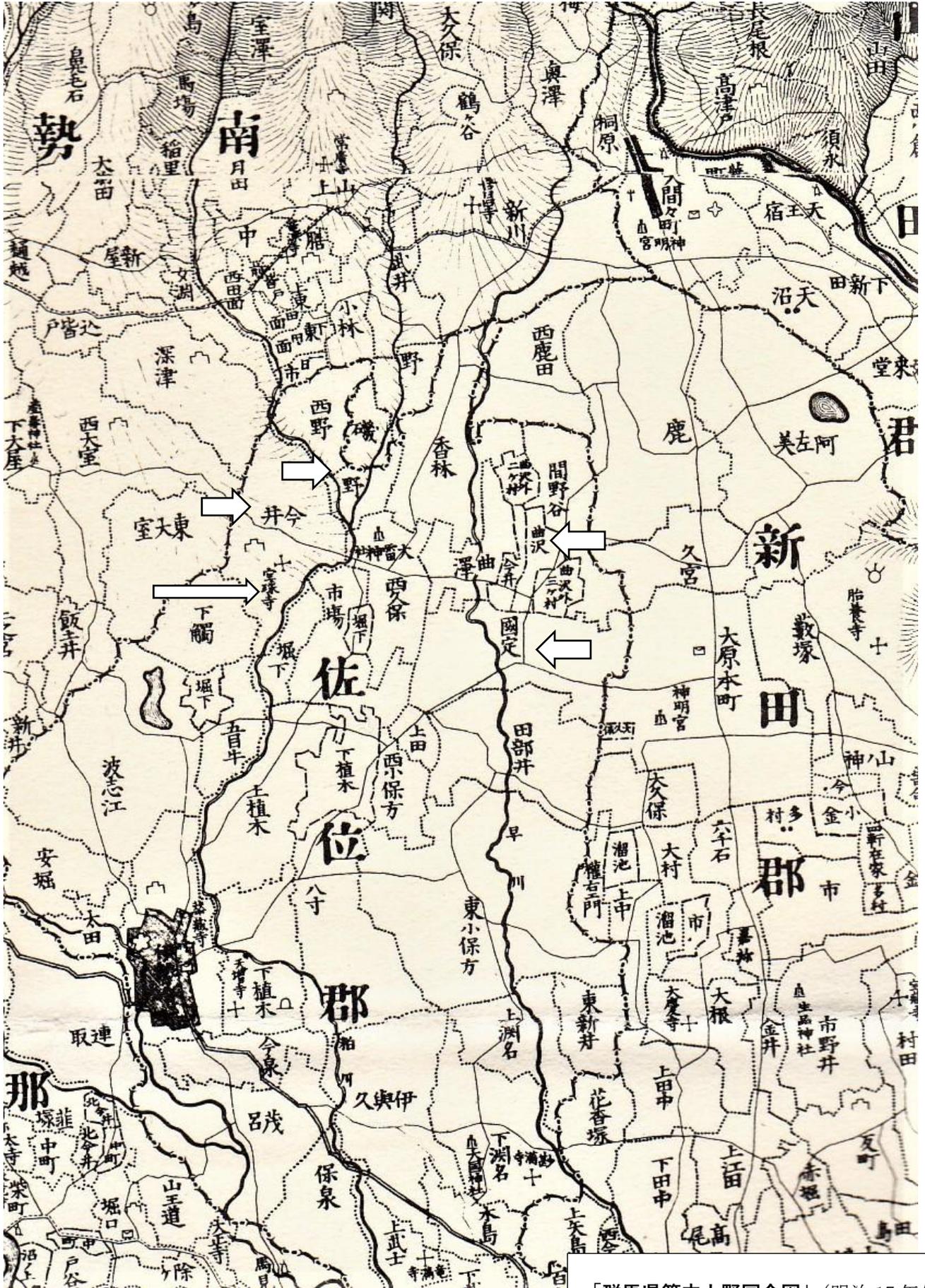
百姓代＝村方三役の一。村方三役とは名主、組頭、百姓代。名主は、領主(幕府領、旗本領、大名領)と村との間に立って、年貢の納入、村への触・達などの伝達・周知、訴訟の折の添簡作成、村の治安維持などを行う。名主は世襲、輪番制、入札(百姓身分による選挙)などで決められる。村の財政から名主給(年俸)が支払われた。基本的には領主の知行地に1人の名主が存在する。同じ村に別の領主の知行地があった場合、やはり別に名主がいる。また村の中でも事情によって「組」として集落が存在する場合、組の中に名主がいる場合もある。組頭は名主の補佐役。複数人いる。組頭給が支払われる。百姓代は百姓身分側の代表。年貢や入用(村財政)の割付に立ち会った。無給。

両給＝2人の領主の意味。1カ村に複数の領主の知行地がある状態を「相給」という。1カ村に複数の領主の知行地がある場合、領主の人数に応じて2給、3給、4給などという。今井村の場合、旗本牧・松下氏の2人の領主がいるため、「両給」と表記されている。

休日＝休み日、また遊び日という。神仏の祭礼日、田植え・稲刈り後の農休日、正月・盆・五節句など年間20～30日が休み日とされた。

御察当(ごさっとう)＝察斗、察度などとも表記。違法や過ちを咎めること。非難、糾弾、監視。

2 村の位置



「群馬県管内上野国全図」(明治17年作成、
『群馬県史』付録)